

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
【告示】		健康推進課		○ 公共測量の実施	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		〃		○ 道路の位置の指定	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		〃		○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃		○ 一般競争入札の実施	
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定		障害福祉課		【海区漁業調整委員会】	
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新		〃		○ 第五百五十一回岡山海区漁業調整委員会の開催	
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更		〃			
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃			
○ 要保護児童対策地域協議会の設置の一部改正		子ども家庭課			
【公告】		経営支援課			
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧		〃			
○ 〃		耕地課			
○ 土地改良区役員の住所変更届		〃			
○ 土地改良区の定款変更の認可		〃			
〃		〃			

目次		担当課（室）	
○ 公共測量の実施		監理課	
○ 道路の位置の指定		建築指導課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		〃	
○ 一般競争入札の実施		教育委員会	
【海区漁業調整委員会】			
○ 第五百五十一回岡山海区漁業調整委員会の開催		海区漁業調整委員会	

◎岡山県告示第二百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年六月六日

指定した医療機関

名称

訪問看護フイリーズ

所在地

倉敷市上東五二六一三

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和七年六月一日

◎岡山県告示第二百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年六月六日

指定を更新した医療機関

名称

神経内科クリニックなんば

所在地

都窪郡早島町若宮三五四―一五

岡山県知事 伊原 隆 太

更新年月日

令和七年一月一日

◎岡山県告示第二百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年六月六日

指定を辞退した医療機関

名称

しらうめ薬局

所在地

真庭市落合垂水四三七―二

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和六年九月三十日

◎岡山県告示第二百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年六月六日

指定した医療機関

名称

所在地

訪問看護ステーション ケアリンク総社

総社市中原五八〇―六

担当する医療の種類

訪問看護（腎臓）

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和七年六月一日

◎岡山県告示第三百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
かくだ薬局運動公園店	笠岡市九番町二―二三	調剤	令和七年六月一日
ゴダイ薬局桜が丘店	赤磐市桜が丘東五―五―二七九	調剤	令和七年六月一日
津山薬局平福店	津山市平福五四七―一	調剤	令和七年六月一日
ザグザグ薬局宇野店	玉野市宇野二―六―二	調剤	令和七年六月一日
サカエ薬局真壁店	総社市真壁一―三―一六	調剤	令和七年六月一日
ゴダイ薬局和気店	和気郡和気町福富六三八―三	調剤	令和七年六月一日
株式会社ダテ薬局田井店	玉野市田井三―二―一二	調剤	令和七年六月一日
さくら薬局長船店	瀬戸内市長船町土師一二二―一六	調剤	令和七年六月一日

◎岡山県告示第三百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和七年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関			
名 称	変更事項	変更前	変更後
有限会社あしだ薬局植月店	医療機関の名称	有限会社あしだ薬局杉宮店	有限会社あしだ薬局植月店
有限会社あしだ薬局植月店	医療機関の所在地	津山市杉宮一五―四	勝田郡勝央町植月中二八六四―三
			令和七年五月一日

◎岡山県告示第三百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年六月六日

指定を辞退した医療機関

名称

笠岡市立市民病院

高橋薬局

所在地

笠岡市笠岡五六二八一

津山市加茂町桑原七〇一一

担当する医療の種類

肝臓移植術後の抗免疫療法

調剤

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和七年四月三十日

令和七年三月三十一日

◎岡山県告示第三百三号

平成十九年岡山県告示第四百三十八号（要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のとおり改正した。

令和七年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第三の項中「岡山県女性相談支援センター」を「岡山県女性相談支援センターに、岡山県青少年総合相談センター」に、
「社団法人岡山県医師会 産婦人科部会
社団法人岡山県医師会 小児科部会
社団法人岡山県医師会 精神科部会」を「社団法人岡山県医師会」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

〔二五二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ・ジュンテンドー長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字窪五二七番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(2) 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 ハローズ長船店

(変更後) 名称 ハローズ・ジュンテンドー長船店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

イ 名称 株式会社セリア

住所 岐阜県大垣市外渕二丁目三八番

代表者の氏名 代表取締役 河合 映治

ウ 小売店舗追加

(変更後)

ア 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

イ 名称 株式会社セリア

住所 岐阜県大垣市外渕二丁目三八番

代表者の氏名 代表取締役 河合 映治

ウ 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

4 変更年月日

令和七年五月十五日

二 届出年月日

令和7年6月6日 岡山県公報 第12707号

三 令和七年五月二十六日
縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年六月六日から同年十月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔二五三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ勝山店

所在地 真庭市三田一四九番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 正面駐車場 八十六台

南駐車場 二十八台

合計 百十四台

(変更後) 正面駐車場 八十六台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 株式会社マルイ 午前九時三十分

有限会社本郷商店 午前九時三十分

有限会社たんぽぽ 午前九時三十分

有限会社バツカス 午前九時三十分

(変更後) 株式会社マルイ 午前九時

有限会社本郷商店 午前九時

有限会社たんぽぽ 午前九時

有限会社バツカス 午前九時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 正面駐車場 午前九時十五分から午後九時十五分まで

南駐車場 午前九時十五分から午後九時十五分まで

(変更後) 正面駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 三箇所

(変更後) 二箇所

4 変更年月日

平成十五年七月二日ほか

二 届出年月日

令和七年五月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

令和7年6月6日 岡山県公報 第12707号

1 縦覧の期間

令和7年6月6日から同年10月6日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部産業政策課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔二五四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の住所に次のとおり変更があつた旨の届出があつた。
令和七年六月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 土地改良区の名称
小原土地改良区

二 変更内容

職 名	氏 名	変更前住所	変更後住所
理 事	先 本 季 信	久米郡美咲町西幸一〇〇五	久米郡美咲町西幸一〇〇五―五

―

令和7年6月6日 岡山県公報 第12707号

〔二五五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和七年六月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

砂川右岸土地改良区

二 認可年月日

令和七年五月二十三日

令和7年6月6日 岡山県公報 第12707号

〔二五六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和七年六月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

足守土地改良区

二 認可年月日

令和七年五月二十三日

〔二五七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市、総社市、笠岡市、浅口市、里庄町及び矢掛町	測 量 区 域
公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）	測 量 の 種 類
令和七年五月二十九日から令和八年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔二五八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第一六号 令和七年五月二十 八日	浅口郡里庄町大字新庄字梶屋敷二 九四番一、字店筋二九七番九、字 梶屋敷二九四番一地先道路及び水 路	五・〇〇	一一三・五 三

〔二五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二七二番、二七三番五、二七三番六、二七六番八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区富田三三七番地五カリノテラス二〇二

木原 宗春

木原 琳

三 許可年月日及び許可番号

令和七年五月九日岡山県指令建指第二一号

「二六〇」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年六月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県立学校及び教育機関で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 納入場所

入札説明書の別添2仕様付属書に掲げる77施設

(5) 予定数量

26,597,122kWh（1年間）

(6) 入札方法

入札に当たっては、(4)の77施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの参考総価金額の77施設分の1箇年の合計金額をもって入札に付することとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。

(7) その他

(5)の予定数量は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの使用実績等に基づき、将来的な計画を考慮した1箇年の予定数量としている。また、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がA又はBであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき令和7年7月1日（火）午後5時までに申請手続を行うこと。
申請先及び問い合わせ先
〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226－7538
- 4 入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県教育庁財務課財務班
電話 (086) 226－7572
FAX (086) 221－8041
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和7年6月6日（金）から同年7月7日（月）まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
イ 交付方法
(1)の場所にて交付する。また、岡山県教育庁財務課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/site/1490/>) からダウンロードすることができる。
- (3) 入札書の提出方法
入札書の提出は、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。
- (4) 入札書提出期限及び提出場所
ア 入札書提出期限
令和7年7月22日（火） 午後5時
イ 場所
(1)の場所とする。
- (5) 開札の日時及び場所
令和7年7月23日（水） 午前10時
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県教育庁財務課
- 5 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(4)アの期限までに提出する

以外に、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を令和7年7月7日（月）午後5時までに、4（1）の場所に郵送等により提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(7) 契約における特記事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity for Okayama Prefectural School and Educational Institution
26,597,122kWh
- (2) Delivery period:
From 1 October, 2025 to 30 September, 2026
- (3) Delivery place:
Specified in the bid explanation form
- (4) Time-limit for tender :
By mail 5:00 P.M. 22 July, 2025
- (5) Contact point for the notice :

Financial Affairs Division, Organization of Prefectural Board of Education,
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7572
FAX 086-221-8041

◎岡山海区漁業調整委員会公示第四号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百五十一回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和七年六月六日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 日時

令和七年六月二十五日（水）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三十一号

サンビーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 海面区画漁業権の変更免許について

第二号議案 岡山県資源管理方針の一部変更について

第三号議案 知事管理漁獲可能量の設定について